

奈良市本庁舎駐車場管理運営業務委託契約書（長期継続契約）
（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、奈良市本庁舎駐車場管理業務委託に関する委託契約を締結する。

なお、入札公告時の入札説明書は、本契約締結後も効力を有するものとするが、本契約書と矛盾のある点については、本契約書記載事項を優先するものとする。

（総則）

第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、本契約の履行に際し、知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第3条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（1）業務の名称 奈良市本庁舎駐車場管理業務委託

（2）業務の内容 別添「奈良市本庁舎駐車場管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」
のとおり

（履行期間）

第4条 委託業務の履行期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（委託料）

第5条 委託料は、〇〇〇〇円（月額）とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

この契約に係る各年度の委託料は、次のとおりとする。

（1）令和 6年度	金	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円）
（2）令和 7年度	金	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円）
（3）令和 8年度	金	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円）
（4）令和 9年度	金	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円）
（5）令和 10年度	金	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円）
（6）令和 11年度	金	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円）
（7）履行期間全体の執行予定額	金	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額		円）

（契約保証金）

第6条 受注者は、本契約に基づく受注者の債務の履行を担保するため、発注者が指定する日までに、保証金として 円（契約締結時の契約委託料12か月分の100分の10）を、発注者の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得ずに、保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は

質入れし若しくは譲渡担保その他いかなる方法によっても担保設定等の処分をしてはならない。

4 奈良市契約規則第23条第2項に該当する場合、契約までに、発注者が要求する書類を提出することで、契約保証金を免除することができる。

(委託業務の処理方法等)

第7条 受注者は、仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受注者は、委託業務を開始したときは、その旨を発注者に届出なければならない。

4 受注者は、発注者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。

(委託料の支払)

第8条 毎月10日までに前月分の請求書を月次報告書と併せて提出すること。

2 発注者は、前項による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その責に帰すべき事由により、前項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第9条 受注者は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、委託業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の催告による解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、委託業務の処理その他本契約による債務を履行しないとき。

(2) 本契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約期間中に、発注者の承認又は許可なく、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託したとき。

- (2) 破産、会社更生若しくは民事再生の手續開始決定の申立てその他債務整理手續の申立て、又は、解散を会社法その他の法令上権限のある機関で決議したとき、又は、第三者（受注者の取締役含む。）によって、かかる申立てがなされたとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は、公租公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
- (4) 受注者として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 委託業務の一部又は全部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (6) 委託業務の一部又は全部の処理を拒絶する意思を示したとき。
- (7) 受注者の信用状態が著しく悪化し又は、そのおそれがあると発注者が認めるべき相当の理由があるとき。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条又は第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であつて、独禁法第8章第2節に規定する手續を経て当該排除措置命令が確定したとき。
- (9) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると発注者が認めたとき。
- (11) 乙が暴力団等に該当する事実が明らかになったとき。
（歳出予算に計上されない場合の解除）

第14条 発注者は、発注者の歳出予算において、本契約に係る予算が計上されない場合は、本契約を変更又は解除するものとする。

2 受注者は、前項の規定により本契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその賠償を請求することができる。

3 前項の場合、受注者はその損害を証明する書類を発注者に提出すること。

（委託業務内容の変更等）

第15条 発注者は、本契約締結後の事情により必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

（受注者の催告による解除）

第16条 受注者は、発注者が本契約に違反したとき又は、その違反行為によって本契約の履行が不可能になったときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。

（受注者の催告によらない解除）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により、委託料が3分の2以上に減少したとき。

(2) 第15条の規定により、中止の期間が履行機関の2分の1以上に達したとき。

2 第14条第2項の規定は前項の解除の場合に準用する。

(違約金)

第18条 第12条又は第13条の規定により本契約が解除されたとき、発注者の損害の発生及び損害額の立証を要することなく、乙は、発注者に対し、契約委託料の12か月分の10%に相当する金額の違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項それぞれの違約金の額を超える場合において、その超過分につき、損害賠償の請求を妨げるものではない。

(債務不履行の損害賠償)

第19条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第4条に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第8条第2項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

4 発注者は、第18条第1項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受注者は、前項の場合において、不足となった契約保証金を発注者が発行する納入通知書により直ちに支払わなければならない。

6 受注者は、第1項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

7 第1項及び第2項の場合、計算した額が1,000円未満であるときは、これを要しない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第20条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の締結に要する費用)

第21条 本契約の締結に関して必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

(その他)

第22条 本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

住 所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市

氏 名 奈良市長 仲 川 元 庸

受注者 住 所 ○○○○

法人名 ○○○○

代表者職・氏名 ○○○○ ○○○○ 印